

『太平記』から『後太平記』・『観音冥応集』へ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 谷垣, 伊太雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4719">https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4719</a>

『太平記』から『後太平記』・『観応冥応集』へ

谷 垣 伊 太 雄

建武二年（一三三五）七月の「中先代の乱」制圧のために鎌倉に進攻した段階で、足利尊氏の道は決まったと言える。

尊氏が、「逆類」たる新田義貞の「討伐」を望む奏状を呈上したのに対し、義貞は、尊氏・直義の「八逆」の罪を列挙して、足利兄弟を「討罰」することを主張した。この告発合戦は、諸卿僉議の席での坊門清忠の発言——尊氏の「八逆」のうち、とりわけ、兵部卿親王（大塔宮護良親王）を「禁殺」した「罪責」を弾劾する——と、大塔宮の世話をしていた「南ノ御方ト申女房」が「事ノ様有ノ俣ニ奏シ申」したこと、更に「足利殿ノ成ル、軍勢催促ノ御教書」が四国・西国から「数千通進覽」されたことよって、十一月には、尊氏討伐のために、尊良親王・新田義貞の大軍が京都を出立するといふ結論に到着した。

これに対し、尊氏は「向レ君奉テ引弓放レ矢事不レ可有」と、す

ぐに腰を上げようとはしなかった。そして、挙兵した直義らの足利軍が、矢矧・鷺坂・手越河原で新田軍に連続して敗北し、降参する兵も続出する状況の中、直義は、高・上杉らと相談し、足利兄弟を朝敵として討伐せよとの後醍醐天皇の偽諭旨を作製した上で「加様二候上ハ、トテモ遁レヌ一家ノ勅勘ニテ候ヘバ」と述べて、建長寺で出家しようとしていた尊氏を翻意させる。

やがて、十二月の箱根・竹下合戦で新田軍を打破した尊氏軍は京へと攻めのぼるが、建武三年（延元元年・一三三六）一月の京都における数度の合戦に敗れた尊氏は、篠村を通り、二月二日に曾地（丹波）を出立して、三草山から湊川へと西走する。この途次、尊氏は、同伴していた薬師丸（後の熊野の別当四郎法橋道有）を呼び寄せ、「今度京都ノ合戦に、御方毎度打負タル事、全く戦ノ咎ニ非ズ。情事ノ心ヲ案ズルニ、只尊氏混ヲ朝敵タル故也。サレバ如何ニモシテ持明院殿ノ院宣ヲ申賜テ、天下ヲ君与レ君ノ御争ニ成テ、合戦ヲ致サバヤト思也。御辺ハ日野中納言殿二所縁有ト聞及バ、是ヨリ京都

へ帰上テ、院宣ヲ伺ヒ申テ見ヨカシ」と命じて、三草山から京都へ帰らせたのであった。

直義軍が打出合戦で敗れた後、尊氏は大友貞宗の提言を了承して、二月十二日、大友の船に乗り九州へ赴く。

『太平記』は「尊氏卿兵庫ヲ落給ヒシ迄ハ、相順ハ兵僅七千余騎有シカ共」と記した後、備前の児島に到着した尊氏が、斯波氏頼らを「京都ヨリ討手馳下ラバ、三石辺ニテ支ヨ」と命じて留め置き、細川定禅らを「東国ノ事無<sub>ニ</sub>心元<sub>ト</sub>テ返<sub>シ</sub>」し、「其外ノ勢共ハ、各暇申テ己が国々ニ留<sub>マ</sub>」まったため、筑前国多々良浜に到着した時には「其勢僅二五百人ニモ足ズ」と描く。一見したところ、否定的叙述となっているが、章段名の「將軍筑紫御開事」からもわかるように、尊氏の西走は単なる敗走ではなかった。

少式入道妙恵を自害させた後、多々良浜へ攻め寄せて来た菊池武敏勢が「四五万騎モ有ラン」と見た尊氏は、味方の三百騎の軍勢では勝ち目がないと考え、「云甲斐ナキ敵ニ合シヨリハ腹ヲ切シ」と言うが、直義に「合戦ノ勝負ハ、必シモ大勢小勢ニ依ベカラズ」と、先例を引いて説得される。

その直義が、香椎宮の社壇の前を通り過ぎた時、ひとつがいの鳥が「杉ノ葉ヲ一枝囀テ甲ノ上ヘ」落としたので、直義は直ちに下馬し「是ハ香椎宮ノ擁護シ給フ瑞相也ト敬礼シテ、射向ノ袖ニ差<sub>ヒ</sub>」した。

やがて、菊池勢は「小勢ニ懸立ラレ」て「難儀ニ思<sub>フ</sub>」って肥後国へ引返し、阿蘇惟直は自害し、その他「九州ノ強敵トモナリヌベキ

者」達も生捕りとなったり討たれたりしたため、「九国・二嶋、悉ク將軍ニ付順奉スト云者ナシ」という状況になる。この事については、「此レ全ク菊池ガ不覚ニモ非ズ、又直義朝臣ノ謀ニモ依ラズ、菅將軍天下ノ主ト成給フベキ過去ノ善因催シテ、靈神擁護ノ威ヲ加ヘ給シカバ、不慮ニ勝コトヲ得テ一時ニ靡キ順ケリ」と展望される。更に「今マデ大敵ナリシ松浦・神田ノ者共、將軍ノ小勢ヲ大勢也ト見テ、降人ニ參<sub>リ</sub>」つた事の不思議さについて、尊氏が訊ねると、「遙ノ末座」にいた高駿河守が「和漢両朝ノ例ヲ引テ、武運ノ天ニ叶ヘル由」を述べたため、「將軍ヲ始メマイラセテ、当座ノ人々モ、皆歡喜ノ笑」を見せたとも描かれる。

これとは対照的に、勾当内侍との別れを悲しんで西国下向が延引してしまつた新田義貞の話を含む官軍側の状況が記された後、赤松則祐らが使者となつて將軍尊氏に上洛を勧めたことで、尊氏は「仁木四郎次郎義長ヲ大将トシテ、大友・小式兩人ヲ留置キ、四月二十六日ニ太宰府ヲ打立テ、同廿八日ニ順風ニ纜解テ、五月一日安芸ノ厳島ヘヲ寄<sub>リ</sub>」せ、「三日參籠シ」したのであった。すると、「其結願ノ日、三宝院ノ僧正賢俊」が「京ヨリ下テ、持明院殿ヨリ被<sub>レ</sub>成ケル院宣」を伝え、「是ヲ拝覽シ」た尊氏は「函蓋相應シテ心中ノ祈願已ニ叶ヘリ。向後ノ合戦ニ於テハ、不<sub>レ</sub>勝ト云事有ベカラズ」と悦ぶ<sub>ヲ</sub>。

そして、「將軍ハ厳島ノ奉幣事終テ、同五日厳島ヲ立給ヘバ、伊予・讃岐・安芸・周防・長門ノ勢五百余艘ニテ馳參ル。同七日備後・備中・出雲・石見・伯耆ノ勢六千余騎ニテ馳參ル。其外国々ノ軍勢

不招二集り、不責二順ヒ著事、只吹風ノ草木ヲ靡スニ異ナラス」と叙述され、新田義貞勢が「已ニ備中・備前・播磨・美作ニ充満シテ、国々ノ城ヲ責ル由」を知った足利方が、直義を大将とする二十万騎は陸路を、尊氏をはじめとする「兵船七千五百余艘」は海路を、二手に分けて上洛する作戦がとられた記述が続く、そのあと、「同五日備後ノ輦ヲ立給ヒケル時一ノ不思議アリ」として、尊氏が見た夢について語られる。

それは、「南方ヨリ光明赫奕タル観世音菩薩一尊来リマシノ、テ、船ノ艫ニ立給ヘバ、眷属ノ二十八部衆、各弓箭杖ヲ帶シテ擁護シ奉ル体」のものであった。夢から覚めて「山鳩一ツ」が「船ノ屋形ノ上ニ」いるのを見た尊氏は、「彼此偏ニ円通大士ノ擁護ノ威ヲ加ヘテ、勝軍ノ義ヲ可レ得夢想ノ告也」と考え、「杉原ヲ三帖短冊ノ広サニ切セテ、自観世音菩薩ヲ書セ給テ、舟ノ帆柱毎ニゾ推セサ」た。この後、東上を続ける足利軍は、途中で官軍を撃破しながら、やがて、建武三年（延元元年・一三三六）五月二十五日の湊川合戦における、楠正成らの討死、新田義貞の敗退へと、物語は叙述されていく。

## 二

「記録自「応安元年」至「天正年中二百余歳之戦跡」、名「後太平記」との序文を持ち、延宝五年（一六七七）に刊行された『後太平記』天部卷第六は、第一章の「將軍九国御進発之事」以下、「淨

土寺三十三首和歌之事」・「將軍嚴島御參詣並隣国官軍味方馳加之事」と、八章段まで続く。ここでの「將軍」は足利義満を指し、「不慮に九国二島の官軍蜂起して、国みだれぬ、早馬来つて其急を告げたため、將軍が「応安七年三月十五日に、京都を雷発」して、十万余騎を海陸二手に分け九州へ向かつた次第が語られる。

「同月晦日には備前国に著」き、その後「備後国尾の道に着」いて「淨土寺に暫く旅行の労を休め」る。そして「此淨土寺と申すは、去る建武の軍に祖父尊氏卿、西国に下向在し、時、此寺に久しく留陣在して、中国の軍勢を催促し給ひて、程なく上洛在し、兵庫和田崎の合戦に討勝ち、素懐に叶はせ給へば、先例を思召し出され、近国の味方を爰にて御催の為とぞ聞えける」と記され、第二章で再び「斯て將軍は淨土寺に軍旅の勞れを休し給ひけるに」と書かれた後、「仏前に三十三首の和歌を掛けたり、取上げ是を見給ふに、尊氏卿武運を祈り給ひて、嚴島大明神の本地大慈大悲観世音に寄進の詠歌なり、執事武蔵入道常久、跪いて読上げ給へば、普門品念彼観音の誓願を和けて詠じ給ふと覺えて、院主道謙法師、初首をぞ吟ぜらる」として「淨土寺三十三首和歌」が引用される。

その後、「三十三首の和歌を悉く誦上げ給へば、將軍も暫く感吟在して、大慈大悲の御念誦怠らず、軍勢も不畏軍陣中の思ひに傾き、怨敵退散と誓ひける、其後院主を召されて、和歌の由来を尋ね給ひけるに、道謙法師御前に出で蹲つて、霜眉を開き、抑も此三十三首の和歌と申すは」とあつて語られるのが、別表①に引用した第二章後半の本文である。

続く第三章では、もう一度「義満朝臣、備後国浄土寺に暫く休駕し給ひ」とあつて、「三十三首の和歌を感得し給ひて、当家に永く武采を樂む事、単に嚴島大明神の擁護を加へ給ふ靈験なれば、祖父左大臣尊氏卿の先例に任せ、嚴島へ参詣あるべし」とて、同四月五日に備後国尾の道を御立在つて、安芸国己斐古江草津に繼いで陣を取り給ふ」と始まり、以下、神武天皇・源範頼の故事先例の引用から嚴島への参詣記事へと続いた上で「伝聞く、嚴島大明神は、本は平家の守護神と言へども、去る元暦の乱には源氏に擁護を加へ給ひ、建武の軍には祖父尊氏朝臣を助け給ふ、仰ぎ願はくは、義満九国征伐の軍に加護を垂れ給ひて、凶徒に天誅を加へ、天下安全の神護を給はるべしと、悃に祈誓御坐しまし、様々の奉幣を進め、神樂を奏し給ひ、神馬金剣を献じて祈り給へば、御託宣こそ新なれ、垂乳根の公守の神なれば祈らずとても力添なん 明神忽ち靈験在つて、新に神託あれば、上下感応肝に銘じ、勇氣益々爽くこそは成りにける」と叙述され、その後、「不思議なる哉」との語に連接されて、諸国より続々と馳せ参じて二十万騎となつた義満の軍勢が「卯月廿八日安芸国佐伯を御立有つて、九国へ雷発し」た次第が記されて、第三章は終わる。

### 三

次に、江戸時代の真言僧・蓮体(寛文三年(一六六三)〜享保十一年(一七二六))の『観音冥応集』全六巻の巻三・二十九話(巻

末話)「尊氏朝臣嚴島明神ノ感応ヲ得玉フ事」の全文を別表②として掲げた。

『観音冥応集』<sup>(注5)</sup>巻一の「叙」には「余少年ヨリ深く救世ノ悲願ヲ憑、闡提ノ利益ヲ仰。曾テ普門品ヲ講ズル事六回、地藏経ヲ談ズル事七回。地藏ノ験記既ニ周備セリ。常ニ歎クラク、我日本国ハ観音垂跡ノ洲ニシテ、靈応ノ多事、支那竺乾ニモ譲ズ。而モ記録ノ大成ナキ事、寧震多摩拊ヲ、徒ニ塵堆ニ埋ニアラズヤト」とあり、「齡不惑ニ踰テ、百病身ニ迫」つた蓮体が「書集メ置水茎ノ跡文ヲ見テハ、津ノ国ノ浪華ノ言ノ善悪ヲ人ノ嘲ル事モヤト、思ヒナガラノ橋柱、立シ誓ノ捨ガタク、卷重リテ六ツ七ツ八葉ノ心蓮ヲ開シメ玉ヘト、名テ冥応集ト」したことが記されており、「宝永元年甲申四月十八日河州綿部郡清水村玉井山乞士如蓮体本浄書」とある。

そして、巻一の「観自在菩薩本説ノ事附タリ援引書目」の「援引書目」として、『元亨釈書』、『古今著聞集』、『源平盛衰記』、『太平記』・『長谷寺靈験記』・『地藏靈験記』・『泉州志』等を列記し、「已上三十三部ハ皆観音感応ノ事ヲ載タリ。此外諸寺諸山ノ縁起等ハ別ニ挙ズ。和国ニハ殊ニ靈験多シトイヘドモ、古人筆記スル事ナキガ故ニ伝ル事希ナリ。予常ニ此ヲ歎クガ故ニ、今固陋ヲ忘テ集録スルモノナリ」と記されている。

つまり、『観音冥応集』は、蓮体が、膨大な資料を探索するとともに、「諸国を巡錫して教化に<sup>(注6)</sup>尽くす過程で見聞した実体験を含め、時に私見をも混じえて、観音の靈験譚を集大成した作品と見做すことができる。

さて、建武三年一月二十七日に京都を出た足利尊氏は、正慶二年（元弘）二年・二三三三）に討幕の旗上げをした丹波篠村八幡宮に、二月一日付で「丹波国佐伯庄地頭職事ノ右為天下泰平所願成就ノ所寄附如件<sup>（注7）</sup>」との寄附状を呈し、二月三日に「兵庫嶋ニ入御<sup>（注8）</sup>」し、十日には楠正成軍と「終日合戦」、十一日には細川軍<sup>（注9）</sup>が新田義貞軍と「瀬川河原ニ於テ合戦」した。その夜中に、赤松円心が「縦此陣ヲ破テ御入洛アリト云共、御方軍士ツツカレタリ。暫ク御陣ヲ西国ニ移テ、軍士ノ氣ヲツギ馬ヲヤスメ、弓矢干戈用意ヲ至シ、御合戦アルベキ歟。次ニハ旗ヲ以テ本トス。官軍ハ錦ノ旗ヲ先立、御方は是対向ノハタナキ故ニ一向朝敵ニ似タリ。所詮持明院殿ハ天子ノ正統、先代滅亡以後定テ叡慮不レ快歟。急ニ院宣ヲ被ニ申下<sup>（注10）</sup>テ、錦ノ御旗ヲ先立ラルベキ也。去年御合戦ニ御方利ヲ失フ事ハ、大將軍西方ニアル故也。関東ヨリ御発向ノ時、毎度戦ノ利ナシ。然ドモ依<sup>（注11）</sup>御運入洛無<sup>（注12）</sup>相違。於今者西国ヨリ攻入給ハ、洛中ノ敵大將軍ノ方ニ可<sup>（注13）</sup>向間、旁御本意ヲ達ラルベシ」と「再三言上」したこともあり、十二日に大友氏の船に乗り「戍討計ニ」出港した。「寅尅計ニ播州室津ニ着岸」し、ここで「一兩日御逗留有<sup>（注14）</sup>」つて、やがて、「備後ノ輓ニ御着岸ノ時」に、三宝院僧正賢俊が「勅使」持明院ヨリ院宣<sup>（注15）</sup>を届けたのであった。この時の様子は「天下ノ事可<sup>（注16）</sup>レ被<sup>（注17）</sup>計申<sup>（注18）</sup>」趣也。依<sup>（注19）</sup>之諸人イサミノ色ヲ顕ス。今ハ朝敵ノ儀アルベカラズトテ、錦ノ御旗ヲ諸國ノ御方ニアグルベキヨシ、国々大將ニ被<sup>（注20）</sup>仰<sup>（注21）</sup>遣<sup>（注22）</sup>処也」と描かれる。

「浄土寺文書」の足利尊氏寄進状<sup>（注23）</sup>には、「寄進ノ備後国浄土寺ノ

同国得良郷地頭職事ノ右為当寺領所寄附也者守ノ先例可致沙汰之状如件ノ建武三年二月十八日ノ源朝臣（花押）」とあり、『太平記』・『梅松論』に記述はないものの、尊氏が浄土寺に立寄ったと考えて良いであろう。そして、二月二十日に長門国赤間関に到着し、多々良浜での勝利を経て、四月三日の太宰府出立へと展開していく。

五月一日には、厳島大明神に「安芸国造果保」を寄附し、「五月五日夕ニ備後ノ輓に着岸<sup>（注24）</sup>」した。上島有氏は「暦応元年（一三三八）九月 日浄土寺住持空教房心源申状（浄土寺文書）」によると、尊氏は建武三年二月の九州西下にさいいて、この寺の本尊十一面観音を拝した。九州で勢力を回復した尊氏は、やがて上洛の途につくが、五月五日には再び浄土寺に詣でた。そして、観音経にちなんだ三三首の詠歌を当寺の厨子に納め、一万巻の観音経の読誦を命じて戦勝を祈ったという」と述べておられる。

このあと、『梅松論』は「五月十日比マデ有シヤラン、備後ノ輓ヲタテ海陸同日ニ御発向、船ハ纜ヲトキ、兵ハ轡ヲナラベ、岡ノ先陣ハ太宰小式頼尚ニ千余騎トゾ聞シ」と記す。

『太平記』の文脈を發展させた「後太平記」は、尊氏が厳島において「様々の奉幣を進め」「源氏重代の伝剣」をも奉納した結果、「不思議なる哉、結願の日の暮方に」、三宝院賢俊が持明院の院宣を伝えたと記す。更に「音戸瀬戸」を通過し、味方の軍勢が三十万騎となった後、観音出現の夢を見て目が覚めると山鳩が屋形にとまっていたことから「厳島大明神の示現」と考えた尊氏が、自ら観音の画

像を描いて舟玉としたこと、浄土寺で詠まれた三十三首の和歌も「厳島大明神本地観世音菩薩」に手向けたもの、等と記される。

「観音信仰への傾斜は、『後太平記』で明確になり、『観音冥応集』では、義満が、祖父尊氏から始まる足利氏「十五代ノ栄」を「偏二厳島大明神ノ擁護ニシテ本地観自在菩薩ノ御利生」によるものと再確認したことが記され、「浄土寺ノ堂塔ハ尊氏卿建立ノ伽藍ナリ、今ニアリ」という伝説の定型で締め括られる。「三十三首ノ和歌」が伝来する浄土寺（本尊は聖徳太子作と言われる十一面観音立像）よりも、本地が観音とされる厳島大明神の方に重点を置く形で語られるのは、『太平記』が浄土寺に全く言及していないことと無関係ではないであらう。

一方、尊氏の観音信仰については、『梅松論』の記事に注目すべきものがある。すなわち、建武三年の「五月十五日備前国小嶋二付給」の記述のあとに「其夜ノ満月ニ黒雲ニ筋引渡シ、数対見エシカバ、軍勢皆合掌シテ拝シ奉ルコソ、大ナル奇瑞ナレ」と、足利氏の家紋を象徴する雲の出現が描かれ、続けて「今度九州御座ノ間、諸社ノ不思議ナル事ドモ、御方ノ告録スルニ不違。殊ニ不思議ナリシハ、太宰府ニ御座ノ時、博多ノ櫛田宮、住吉社ノ下女ニ託シテ曰、我今度両将ヲ都マテ守護シ安穩ニ送ラン。但合戦ヲ致スベシ。白旗一流、御剣・弓・征矢上矢鏑ヲサシ副テ奉ベシト御託宣アラタナリシ間、悉調進セラレ、御使某公見ル前ニテ神託ノ女弓張り、上矢鏑ヲハゲテ云、我ヲ疑者多シ。其託ハ今度武將天下ヲトルベクハ、此矢一モハズルベカラズトテ、櫛木ノ細枝ヲイル事三度、一モハズル、

事ナシ。更ニ賤女ノハザニアラズ。此外天神ノ仕者、御霊其上ニ光ヲカバヤカシ給事、合戦ノタビゴトニアリ。又武將御下向ノ時、靈夢ノ子細有テ、白羣毛ナル老馬ヲ船端ニタテ、御座舟ニヒキノハラ。又上ヨリ諸軍勢ニイタルマデ、甲ノマツカウニ南无三宝観世音菩薩ト書付テ、毎月十八日観音懺法ヲ読セラル」とも語られる。又、五月十八日には「例ノ観音懺法行レ、満散過テ当所ノ景物楊梅取ニ上ノ山ニ昇ケル下部走下テ申候、既ニ御方大勢福山ノ城ヲ攻落シテ乱イリ火ヲ放ツ間、敵ハ皆落行ヨシ申上タリ。時分カラ誠ニ仏神ノ加護ト憑敷ゾ覚シ」と記される。

尊氏の観音信仰の一端として詠歌があり、先述した浄土寺の「三十三首和歌」の中でも、尊氏は、二・三・四・十一・十二・十六・二十八首目の七首を、直義は、八・九・十五・十九・二十・二十九・三十一首目の七首を、それぞれ詠んでおり、『観音冥応集』が採録しているのは、その二首目と二十九首目ということになる。

ところで、『等持院殿御集』が足利尊氏の歌集ではないことを論証された岩佐正氏は、「年少のころから母の地藏・観音信仰をうけ、長じては夢窓国師の教えを得た尊氏は、造寺造仏写経に熱心であった。後醍醐天皇と戦に死んだ十万の靈魂を弔するに熱意をもつ尊氏は、戦陣の間にも和歌を忘れず度々公卿・武士・僧侶等を集めて法楽歌・法文歌の会を催し、みずからも多くの歌を残した。この場合の尊氏の本心は心の痛みを忘れるために、地藏・観音像を画し掲書くと同じく、自己の魂の救済を祈念したものであつて、そこに人間尊氏はたしかに生きている」と述べておられる。

『太平記』は、人智を超えるものが運命的に作用することについて記述することがあり、たとえば、巻九「高氏被籠願書於篠村八幡宮事」において、次のような話が紹介される。討幕の旗上げをした足利高氏（まだ尊氏となる前の二三三年五月）が、六波羅攻撃へと向かって「大江山ノ峠」を越えた時、ひとつがいの山鳩が飛来して「白旗ノ上ニ翻翻」した。それを「是八幡大菩薩ノ立翔テ護ラセ給フ驗也。此鳩ノ飛行シズルニ仕テ可レ向」と下知したことで「鳩ノ迹ニ付テ」進撃すると、鳩は「閑ニ飛テ、大内ノ旧迹、神祇官ノ前ナル樗木」に留まった。「官軍」となった足利勢が「此奇瑞ニ勇デ、内野ヲ指テ馳向」うと、敵が次々と降伏し、「篠村ヲ出給シ時ハ、僅ニ二万余騎」だったのが、「右近馬場ヲ過給ヘバ、其勢五万余騎」になっていたのだった。

巻十六でも、尊氏の夢の中の「観世音菩薩一尊」の飛来が、目覚めた後の「山鳩一ツ」という形で観音の加護を確約し、後日の戦勝を予見させるものとなっている。

『後太平記』は、「浄土寺三十三首和歌」全歌を引用して「悉く誦上げ」ることによって、尊氏の武運に重層させる形での義満の隆盛を描く。そのため、「三十三首」という語が反復・強調されることとなる。

これに対し「観音冥応集」の場合は、「観音」という枠の中で、蓮体が「援引書目」を切り取りつつ、民間伝承を付加している。その巻三についても、二十七話「安芸厳島明神並ニ吉野金剛威王ノ事」で「厳島大明神ノ事ハ神社考ニ詳ナリ。本地ハ大宮ハ大日、弥陀、

普賢、弥勒。中ノ宮ハ十一面観音。客人ノ宮ハ多聞天。眷属ノ神ハ、釈迦、薬師、不動、地藏ナリ。総ジテ八幡、別宮ト云。中ニモ中宮十一面観音ノ御利生掲焉ナリト見エタリ」と語り始め、弘法大師の厳島参詣の話から、吉野山の金剛威王に言及し、更に二十八話「附タリ讚州金毘羅参詣ノ人不思議ノ事」へと展開させた後に、二十九話では『後太平記』を参照しつつ、再び厳島明神の本地たる観音にまつわる伝承へと焦点を絞っていく。

『観音冥応集』では、巻一の十二話「楠正成観音ノ御利益ヲ蒙ル事」において、『太平記』が「援引」されている。それは、『太平記』巻三「主上御夢事付楠事」の正成についての紹介文に、同巻「赤坂城軍事」の冒頭に近い部分と、正成が焼死したと見せかけて城を脱出した末尾部分とを接合し、その上で「サレドモ楠ハ千早城ニ引籠リ、再ビ義兵ヲ挙テ、帝ヲ御位ニ還シ即ケ奉リ、終ニ摂河両国ノ大守トゾナリケル。知仁勇ノ三徳ヲ具タル古今無双ノ名将ナレドモ、若シ観音ノ擁護ナクンバ危カリケル命ナリ。守護ハ誰モ掛奉ルベキモノナリ。今ノ人仏ヲ信ジ守護ナド掛ルハ、臆病者ノヤウニ思ヘリ。然レドモ、満仲・頼義・義家・正成ナドノ臆シ玉ヘル事アリヤ。嗚呼何ゾ昔ノ人ヲ鑑トシ、標準トセザル」との私見を付記したのものとなっている。

続く十三話「同国観心寺如意輪観音ノ事」では、弘法大師が「自カラ聖如意輪観自在菩薩ノ尊像ヲ、一刻三札ニシテ、造立安置シ」たことが記された上で、寺に「繪旨、院宣、將軍ノ御教書、楠正成が手跡、正儀・正行等ノ筆アリ」と述べつつも、「具ニ記シガタシ」

の記述が続く。

又、卷六の三十話「豊後ノ人観音ノ利生並ニ楠正成方守リ本尊ノ事」の木尾には、「河内観心寺中院ハ楠正成方祈願所ナリ。正成討死ノ後、守本尊五指量ノ愛染明王ヲ中院ニ納メケリ。後ニ正儀千剣破ガ城ニ籠リシ時、山名・今川一万余騎ヲ率シテ攻レドモ、究竟ノ名城ニ無双ノ勇士ノ籠リタルナレバ、輒ク落チズ。山名モ攻アゲンデ観心寺ノ中院ニ陣ヲ引キ住スル程ニ、夜々仏前ニテ凱ノ声セリ。山名驚キテ中院ノ寺主ニ子細ヲ尋ルニ、当寺ハ正成方修造ノ寺、凱ノ声ハ愛染明王ノ所為ノ由ヲ白シ、此靈像ヲ、後醍醐天皇ヨリ正成ニ賜リシ繪旨、正成ヨリ中院ニ寄附セシ状ヲ見セケレバ、山名・今川大ニ驚キ、本尊ノ威験ハサルコトナレドモ、我等ガ為ニハ敵ナレバ、忌ミ恐ルベシトテ、陣ヲ他所ニ移シケルトカヤ」との靈験譚が記されるが、これは『太平記』には見られない伝承である。

結局、『仮名手本忠臣蔵』が、『太平記』の精神を文脈的に継承したのに対して、『観音冥心集』の『太平記』享受は、蓮体が『太平記』を精読した上で、全く異なる角度から「援引」、参照したものであったと言える。そして、『観音冥心集』巻三・二十九話については、『太平記』を離れて、『後太平記』から抄出・要約した伝説記録となっている。

(注1) 『太平記』の引用は、日本古典文学大系本(岩波書店)に  
より、新字体に改めた。

(注2)

『梅松論』では、「建武三年三月二日辰尅宗像ノ御陣」を出発した足利軍が「未尅計ニ、香椎ノ宮」の前を通過しようとしたところ、「神人等」が「杉ノ枝ヲ折持テ、「御敵ミナ篠ノ葉ヲシルシニツケテ候。是ハ御方ノ御シルシナルベシ」と言つたため、尊氏・直義以下が「軍勢ノシルシ」としたことが「是ハ殊ナル奇瑞也」と記され、「神功皇后権ノ木ニ御手ヲフレラレケルガ、神威ニヨテ香バシカリケル故ニ、香椎ノ宮」と言うことも記され、「此故ニ当社ハ権ノ木ヲモテ御神躰ニ比シ、杉ノ木ヲモテ神宝トセリトテ、淨衣着タル老翁アリケルガ、直ニ將軍ノ御鎧ノ袖ニ杉ノハヲサシ奉ル間、報答ニ白キ御刀ヲ与ラル。後ニ被レ尋シニ神人等更不レ知由申シ也。随ニ此翁ハ化人トゾ聞シ」との不思議も語られる(引用は、『京大本 梅松論』へ京都大学国文学会)により、新字体に改めた。

(注3)

大系本では、このあとに「去四月六日ニ、法皇ハ持明院殿ニテ崩御ナリシカバ、後伏見院トゾ申ケル。彼崩御以前ニ下シ院宣ナリ」との一文があるが、光厳院とすべきところ。引用は、通俗日本全史本(早稲田大学出版部)により、新字体に改めた。

(注5)

引用は、「宝永三丙戌年霜月吉日」の刊記を持つ本により、新字体に改めた。なお、「援引書目」に『後太平記』は含まれていない。

(注6)

『日本仏教人名辞典』(法蔵館)による。

(注7) 小松茂実『足利尊氏文書の研究』(旺文社エディタ・全四冊)掲載の「足利尊氏寄附状」(醍醐寺文書)により、字体を改め、改行は斜線で記した。

(注8) と同じ。

(注9) 『太平記』は、赤松の発言を記さず。

(注10) (注7) と同じ。

(注11) 群書類従本『梅松論』は「日数へぬれば建武三年二月廿日、長門国赤間の関に波風のわづらひなく御舟着給ふ」と記す。

(注2) の京大本は「廿六日」とするが、そのあとに「廿五日」に太宰少弐が迎えに来たとの記述があるので、ここは「廿日」とあるべきところ。

(注12) 同じ。

(注13) (注2) に同じ。

(注14) 『足利尊氏文書の総合的研究』(国書刊行会・全二冊)による。

(注15) 『太平記』は「同五日備後ノ鞆ヲ」とするが、直前に「同五日嚴島ヲ立給へバ」とあるので矛盾する。

(注16) 「足利尊氏の和歌についての研究」(『国文学攷』第五十八号)。

(注17) 池上洵一氏作製の「『観音冥応集』一覧表」(私家版)を参照させていただいた。

(付記) 本稿は平成16年8月25日の「神戸説話研究会」での報告に基づくものである。

別表① 『後太平記』 (上段の数字は、『観音冥心集』の各行に対応するものである)

22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

1 前大御所左大臣尊氏卿、畿内の軍に討負け給ひて、建武二年  
八日に兵庫を落ちたせ給ひ、海

2 路遙に筑紫へ御下の時、嚴島大明神へ祈願を掛けさせ給

3 ひ、吾れ此度鎮西の軍に討勝ち、九国を討治め、味方に属

4 て、今一度上洛させて給へよかし、仰願はくは、持明院の院宣を下さ

5 れ、君と君との御合戦と成らば、尊氏八逆罪を免れ、一

6 定軍も勝となるべし、単に神明吾が義に与し、神威を加へ給へと誓

7 願ありし処に、靈験忽ち新にして、筑前国多々良浜の軍に

8 討勝ち給ひ、此太刀風に恐れて、筑紫九国は大半將軍方に靡

9 順ひ、程なく大勢を催し、同四月廿六日に太宰府を打立ち

10 給ひ、順風に纒解いて、五月一日安芸国嚴島に着き給ひ、三日御參籠

11 在って様々の奉幣を進め、神楽を奏し給ひて、益天下太平

12 の御誓願怠らず、足利源氏重代の伝劍来国光、国俊、神息

13 の御劍を神納し給ひける、不思議なる哉、結願の日の暮

14 方に、三宝院僧正賢俊勅使として、持明院の院宣を成

15 下されける、尊氏朝臣感応斜ならず、則ち宮中に是

16 を拝賀在して、神明の擁護、忽ち利生を蒙り、其上院宣を賜る

17 上は、片時も急ぎ上洛あるべしとて、同日御船に召され、音

18 戸瀬戸を漕過ぎ給へば、伊予国の守護人河野村

19 馬守通晴、村上三郎左衛門義弘、兵船七百余艘、兵八

20 千余艘にて馳加はり、其外周防、長門、安芸、石見、出雲、

21 伯耆、備後、備中の軍勢、悉く馳属て、御勢程なく三十万騎に

22 なりにける、尊氏朝臣少し目眠給ひけるに、南方より光輝を

放つて、観音菩薩嬋妍たる御姿にて、船の舳先に現じ給ふ、眷属の二十八部衆相隨ひて、弓箭劍戟を滞び、

巍々として御坐します。尊氏朝臣驚き覺めて、夢かと怪み

見給へば、山鳩一羽舟の屋形の上に宿て、両翼を扣き、搔

消す様にぞ失せたりける、是則ち厳島大明神の示現新なりし事共也、

抑も龍神と申すは、千手二十八部の其一にて御坐しませば、

観音菩薩の画像を自ら画き給ひて、船毎の舟

玉に是を推させ給ひ、士卒武運の御誓在つて、其日漸く当国

当寺に着かせ給ふ、暫く休らひ、旅行の御勞を

甘げ給ひ、宵通普門品念彼の段、三十三首

に和げ、厳島大明神本地観世音菩薩に手向け給

ひければ、念彼の誓ひ新にして、軍旅の御謀も己に決し、聽て御船

に召され、一族四十余人、外様の大名百六十人、兵船七千余艘に取

乗つて、渺々たる海上に一片に帆を列ね給へば、海水蕩々と漲り、

崖打つ浪は山を動し、艫櫂歌天を震はし、程なく摂津の兵庫に着

かせ給ひて、忽ち軍に討勝ち給ひ、天下永く武家の權勢に帰る事、

単に此三十三首の和歌の誓瑞なりと、暫く御物語申されける、

別表② 「観音冥応集」

24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

足利尊氏卿、建武三年二月ニ、幾内ノ軍ニ討負玉ヒテ、海  
 路遙ニ筑紫へ御下リノ時、厳島大明神へ、祈願ヲ掛玉ハ  
 ク、吾此度鎮西ノ軍ニ討勝チ、九国ヲ討治メテ、味方ニ付  
 テ、今一度上落セサセ玉へ、仰願クハ持明院ノ院宣ヲ下サ  
 レテ、君ト君トノ御合戦トナラバ、尊氏八逆ノ罪ヲ免レ、一  
 定軍ニモ勝ヌベシ、神明吾ガ義ニ与シ、神威ヲ加ヘ玉ヘト誓  
 願シ玉フ処ニ、靈驗速疾ニシテ、筑前ノ国多多良浜ノ軍ニ  
 討勝玉ヒ、此太刀風ニ恐レテ筑紫九国ハ大半將軍方ニ靡  
 キ順ヒ程ナク大勢ヲ催シ、同四月廿六日ニ、太宰府ヲ討立  
 テ、順風ニ纜ヲ解テ五月一口、厳島ニ著玉ヒ、三日御參籠  
 アツテ、種々ノ奉幣ヲ進メ神樂ヲ奏シ玉ヒテ、倍天下太平  
 ノ御誓願怠ラズ、足利源氏代代ノ伝劍来国光、国俊、神息  
 ノ御劍ヲ奉納シ玉ヒケレバ、不思議ナルカナ、結願ノ日ノ暮  
 方ニ、三宝院ノ僧正賢俊勅使トシテ持明院ノ院宣ヲ成  
 シ下サレケル、尊氏朝臣感喜甚シク、即チ神前ニ於テ、是  
 ヲ拝賀在テ、神明ノ擁護ヲ蒙リ、其ノ上院宣ヲ賜ル  
 上ハ、片時モ急ギ上洛アルベシトテ、同日ニ御船ニ召、隠  
 戸ノ瀬戸ヲ漕過ギ玉ヘバ、伊予ノ国ノ守護人河野ノ対  
 馬守通晴、村上三郎左衛門義弘、兵船七百余艘兵八  
 千余騎ニテ馳加ハリ、其外周防、長門、安芸、石見、出雲、  
 伯耆、備後、備中ノ軍勢、悉ク馳属テ、程ナク三十万騎ニ  
 成ニケリ、尊氏朝臣少シ睡ミ玉ヒケルニ、南方ヨリ光明ヲ  
 放テ、観自在菩薩妙相端嚴ニシテ、船ノ舳先ニ現ジ玉フ  
 眷属ノ二十八部衆、随従シテ甲冑ヲ著、弓箭ヲ帶シ

テ、巍々トシテ御坐ス、尊氏朝臣驚キ寤テ夢カト怪シミ  
 見玉ヘバ、山鳩一羽舟ノ屋形ノ上ニ宿テ、両翼ヲ扣キ搔  
 消ス様ニ失ニケリ、是則巖島大明神ノ御示現ナリト覺  
 リ玉ヒ、即チ觀音ノ尊像ヲ自ラ画キ玉ヒテ、船毎ノ船  
 靈ニ祭ラセ玉ヒ、武運長久ノ御祈リ在テ、其日備後国  
 尾道ノ浦ニ著玉ヒ、浄土寺ニ逗留アツテ、旅行ノ御勞ヲ  
 休メ玉フ、五月五日宵通普門品ノ頌文ヲ、三十三首ノ  
 和歌ニ和ゲ、巖島大明神ノ本地、觀自在菩薩ニ手向玉  
 ヒケリ、三十三首ノ中ニ、弘誓深如海ノ意ヲ、尊氏卿  
 ワダツミノ深キ誓ノアマ子サヲ、頼ミラカクル法ノ船カナ  
 能為作依怙ノ意ヲ

能為作依怙ノ意ヲ

直義卿

何事モ叶フ誓ヒヲ頼ムヨリ身ニハ愁モ煩モナシ

三十三首ノ歌、今ニ浄土寺ニアリ、即チ兵船七千余艘ニ

取乗テ、上洛シテ軍ニ勝テ、十五代ノ榮ヲ伝ヘ玉フ事、偏

ニ巖島大明神ノ擁護ニシテ本地觀自在菩薩ノ御利

生ナリ、其後將軍義満尊氏ノ孫ナリ朝臣、九国征伐ノ時、吉例

ナリトテ、又浄土寺ニ逗留シ玉ヒテ、三十三首ノ和歌ヲ

拝見シテ、弥信心ヲ凝シ、其ヨリ巖島ニ參籠アツテ、祈

誓シ玉ヘバ、御託宣ニ

多良智念ノ公ヲ守リノ神ナレバ、祈ラズトテモ力添ナン

トアリケレバ、感信肝ニ銘ジテ、アリガタク、勇氣倍増リ

ケレバ、程ナク九国中国ノ敵、或ハ討亡サレ、或ハ降參シテ、

天下武威ニ伏シケルトカヤ、浄土寺ノ堂塔ハ尊氏卿建

立ノ伽藍ナリ、今ニアリ、

